

社会福祉法人 時津こぼと福祉会 役員等報酬規程

社会福祉法人時津こぼと福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人時津こぼと福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせ法人の業務を行った場合においても、第4条の報酬及び実費弁償費は、これを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

(役員報酬及び評議員の報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営の為に業務に当たった場合は、別表1により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

ただし、理事長が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第5条 評議員選任・解任委員が評議員・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別表1により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

附則

1 この規程は、平成17年11月12日より適用する。

2 この規程は、平成23年 5月30日より適用する。

3 この規程は、平成25年 1月 7日より適用する。

4 この規程は、平成29年 3月 1日より適用する。

別表1

名称	報酬	旅費	備考
理事長業務報酬等 (日額)	10,000円	実費	職員の兼務がない場合
理事及び評議員業務報酬 (日額)	10,000円	実費	職員と兼務がない場合
監事監査指導報酬等 (日額)	10,000円	実費	
評議員選任・解任委員報酬等 (日額)	10,000円	実費	職員と兼務がない場合

※旅費・運賃は、鉄道運賃・船料金・バス料金・航空運賃とする。

附則

この規程は平成29年3月1日より適用する。